

宮崎県動物愛護管理推進計画

平成20年4月

宮 崎 県

宮崎県動物愛護管理推進計画目次

総論	
1	計画策定の趣旨 ----- 1
2	計画の位置づけと性格 ----- 2
3	計画期間と進行管理 ----- 2
4	計画の基本方向 ----- 2
	（1）動物愛護の普及啓発と定着 ----- 2
	（2）動物の適正飼養管理の推進 ----- 3
	（3）県民参加と協働による動物愛護管理推進体制の構築と関係者の 役割 ----- 3
	県の役割
	市町村の役割
	社団法人宮崎県獣医師会の役割
	動物愛護団体等の役割
	動物愛護推進員（動物愛護民間ボランティア）の役割
	動物取扱業者の役割
	動物園などの動物展示施設の役割
	学校等教育関係機関の役割
	動物の飼養者の役割
	県民の役割
5	宮崎県の動物愛護の現況 ----- 4
	（1）動物愛護関係指標の現況 ----- 4
	法第35条に基づく犬及びねこの引取頭数
	不適切な飼育に起因する苦情相談受付件数
	（2）動物愛護管理施設の現況 ----- 5
6	動物愛護管理推進目標の設定 ----- 6
	（1）犬及びねこの引取り頭数 ----- 6
	（2）所有者明示（個体識別）措置 ----- 6
7	動物愛護管理推進施策の体系 ----- 7

各論		
1	県民への動物愛護意識の普及啓発	8
	【現状と課題】	8
	【推進の方向と具体的施策】	8
	（1）動物の正しい飼い方の普及啓発	8
	（2）啓発活動の強化	9
2	動物の適正な飼養管理の普及啓発	10
	【現状と課題】	10
	【推進の方向と具体的施策】	10
	（1）動物の適正管理の推進	10
	（2）啓発活動の強化	11
3	県民参加型の動物愛護推進のための体制づくり	12
	【現状と課題】	12
	【推進の方向と具体的施策】	12
	（1）動物愛護推進員の委嘱と行動計画の充実	12
	（2）動物愛護関係者の資質向上	13
	（3）NPO等との協働等による動物愛護管理機能の拡充	13
4	動物愛護団体の育成と強化	14
	【現状と課題】	14
	【推進の方向と具体的施策】	14
	（1）動物愛護団体等への支援	14
	（2）動物愛護団体等の連携強化	14
5	動物取扱業者への指導と啓発	16
	【現状と課題】	16
	【推進の方向と具体的施策】	16
	（1）動物取扱業者への適正飼養管理の指導	16
	（2）動物取扱業者との動物愛護管理活動の連携	17
6	犬及びねこの引取業務の改善	18
	【現状と課題】	18
	【推進の方向と具体的施策】	18
	（1）定時定点引取りの縮小化	18
	（2）引取り手数料の設定	19
7	譲渡の推進	20
	【現状と課題】	20
	【推進の方向と具体的施策】	20

(1)	「みやざきドッグ愛ランド」譲渡システムの推進と普及啓発	--	2 0
(2)	引取りを行った犬・ねこについての譲渡への取組み	-----	2 1
8	飼養者のいないねこの「地域ねこ」への取組み	-----	2 2
	【現状と課題】	-----	2 2
	【推進の方向と具体的施策】	-----	2 2
(1)	地域と行政及び民間との協同による「地域ねこ」への取組み	---	2 2
9	学校教育との連携	-----	2 3
	【現状と課題】	-----	2 3
	【推進の方向と具体的施策】	-----	2 3
(1)	学校獣医師設置モデル事業の推進と支援体制の構築	-----	2 3
10	健康危機管理と災害時対策	-----	2 4
	【現状と課題】	-----	2 4
	【推進の方向と具体的施策】	-----	2 4
(1)	動物由来感染症に関する正しい知識の普及	-----	2 4
(2)	動物由来感染症の情報収集とその提供	-----	2 5
(3)	動物由来感染症マニュアルの作成	-----	2 5
(4)	災害時の動物救護対策	-----	2 5

参考資料

1	平成18年度衛生管理業務概要（抜粋）	-----	2 6
2	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための 基本的な指針	-----	3 4

宮崎県動物愛護管理推進計画

総論

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化が進行する中で、癒しをペット動物に求める気風がより一層高まっています。

とりわけ、従来の愛玩動物としてではなく、人生の伴侶動物、いわゆる「コンパニオンアニマル」としての役割をペット動物が担うようになり、飼主の心を癒し、さらに生きる支えにもなる存在として位置付けられています。

しかしながら、一方では不適切な動物の飼養管理により、近隣の人々へ迷惑や危害を加えたり、一部の無責任な飼養者による動物の遺棄、虐待などの問題も依然として跡を絶ちません。

「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）」では、動物が「命ある存在である」ということを基本に、動物の適正な取扱いや飼養管理を行うことにより、人と動物とのより良い絆を作り、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることを目的のひとつとしています。

「宮崎県動物愛護管理推進計画」は、法第5条の規定に基づき国が策定し平成18年10月31日に告示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即したものであり、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現に向けて、県民ひとりひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法等を普及するため、県、市町村、関係機関・団体、地域、動物の飼養者や県民等の役割や、今後取り組むべき方策を明確にし、相互に連携しながら推進すべき動物愛護に関する施策を具体的に示したものです。

また、法の中では明確に規定されていませんが、人との関わりのある動物が想定されていることから、この計画では純粋な野生動物は除き、主に家庭動物など人の占有下におかれた動物を対象としています。

2 計画の位置づけと性格

この計画は、県の実情を踏まえ、県の動物愛護管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、県、市町村、民間の連携による計画的かつ統一的な施策遂行を図るためのものです。

この計画の実現には、行政のみならず関係団体、地域、動物の飼養者や県民など、多くの関係者の連携や実践行動等が不可欠であり、地域での日常生活の様々な場面を通じて、この計画が協働して推進されることを期待するものです。

なお、中核市である宮崎市は、その権限に基づき独自に動物愛護管理業務を実施していますが、この計画を実施するにあたっては、県と宮崎市とが連携をとりながら計画に基づく施策を実施し、県全体として一体性を持った施策を推進していきます。

3 計画期間と進行管理

この計画の期間は平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とし、計画の進捗状況等については、毎年度、計画の達成状況を点検し、施策に反映させることとします。

また、基本指針の見直しが概ね5年を目処に行われることとなっておりますので、これに合わせた見直しを必要に応じて行うものとします。

4 計画の基本方向

(1) 動物愛護の普及啓発と定着

動物が命ある存在であることを踏まえ、広く県民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操等の涵養を図るとともに、動物の習性を理解した適正な取扱いや飼育について、県、市町村、関係機関、団体、地域、動物の飼養者等、多くの関係者が連携して、学校教育などの教育活動や広報活動などを通じ、県民への動物愛護思想の普及啓発に努め、日常生活への定着に取り組みます。

(2) 動物の適正飼養管理の推進

動物を適正に飼養し管理することは飼養者の責務であり、飼育している動物の健康と安全を保持し、人の生命や財産への危害を防止し、動物の飼養による他人への迷惑防止に常に留意し、動物を終生飼養し続けることは飼養者に課せられた重要な責任です。

しかしながら、県内では、犬の飼養における基本である狂犬病予防措置、あるいは係留義務等を守っていない飼養者が依然見受けられ、動物の適正飼養に関する飼養者の認識は、いまだ不十分であると言わざるをえません。

このようなことから、県、市町村、関係機関、団体、ボランティア等が連携し、動物の適正飼養管理と飼養者責任の徹底に関する啓発とモラル向上に取り組み、「人と動物が真に共生する地域社会」づくりを進めていきます。

(3) 県民参加と協働による動物愛護管理推進体制の構築と、関係者の役割

県の役割

県は動物愛護管理推進の中核として、市町村、関係機関、団体、ボランティア等との緊密な連携のもと動物愛護管理推進体制を構築するとともに、この計画全体の進行管理を行なう。

市町村の役割

市町村は、この計画に基づき地域における動物の飼養者や住民に対する普及啓発を推進する。

社団法人宮崎県獣医師会の役割

県獣医師会は公益的な職能団体としてその専門的な立場から、動物の保健衛生並びに適正管理の面からこの計画を推進する。

動物愛護団体等の役割

動物愛護団体等（動物の愛護及び管理に関する社会的な活動を行っている個人的なグループ等も含む。）は、この計画の推進にあたり、行政や飼養者に対し実施可能な支援及び協力を行なう。

動物愛護推進員（動物愛護民間ボランティア）の役割

動物愛護推進員は、日常的な活動を通じてこの計画を推進する。

動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、自らが動物の適正な飼養管理を行なうことはもとより、その業務を通じて顧客等に対して正しい知識の提供と普及啓発に努め、この計画の推進に協力する。

動物園などの動物展示施設の役割

動物園をはじめとする展示動物関係施設は、その業務を通じて動物愛護の普及啓発に努め、この計画の推進に協力する。

学校等教育関係機関の役割

学校をはじめとする教育関係機関は、幼児・児童に・生徒対する動物愛護教育に努め、この計画を推進する。

動物の飼養者の役割

動物の飼養者は、動物が命ある存在であることを十分に認識し、適正な飼育管理に努めるとともに、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現のために飼養者責任について十分理解し、それを実行する。

県民の役割

県民は、この計画を理解し、「人と動物が共生する地域社会」実現のために必要な協力を行なう。

5 宮崎県の動物愛護の現況

（１）動物愛護関係指標の現況

法第35条に基づく犬及びねこの引取頭数

法第35条では都道府県等による犬・ねこの引取りについて規定されていますが、これについては国が示した「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の中で、飼養者の責務として、適切な飼養環境及び終生飼養の確保、適切な譲渡ができない場合には、原則とし

て繁殖制限を行なうことが明記されています。

犬・ねこの飼養者はやむを得ず継続して飼養できなくなった場合には、適正飼養できる者に譲渡するよう努め、新たな飼養者が見つからない場合に限り、都道府県等に引取りを求めることと明記されています。

しかしながら、県の現状を見ますと、放し飼い、繁殖制限の未実施等による結果、望まれずに生まれてきた仔犬等や、安易な引取り依頼が依然として絶えない状況であります。

県の平成18年度の引取り状況を見ますと、犬が2,117頭、ねこが3,709頭となっております。

10年前の平成8年度の状況を見てみますと、犬の引取り頭数が5,400頭、ねこが3,285頭となっており、犬については39.2%に減少していますが、ねこについては12.9%の増加となっております。

不適切な飼育に起因する苦情相談受付件数

県や市町村には、犬の放し飼いに代表される不適切な動物の管理に起因する様々な苦情が数多く寄せられています。

平成18年度に県内の各保健所に寄せられた苦情は3,383件となっており、平成8年度の4,427件と比較すると76.4%に減少していますが、依然として苦情が多い現状にあります。

苦情の多くは、飼養者自身がその管理責任を遵守し、適正な飼育方を徹底することにより解決できる、あるいは防止できるものです。

(2) 動物愛護管理施設の現況

保護、あるいは引き取った犬・ねこは県内5箇所にある動物保護管理所で管理しています。

動物保護管理所は昭和40年代に建築され、かなり老朽化が進んでいることに加え、元来、「狂犬病予防法」及び「宮崎県犬取締条例」で捕獲抑留した犬を管理する施設であり、抑留期間中の疾病対策等、動物愛護の観点からみると不備な部分が多いのが現状です。

また、基本指針の中にも施策の実行を支える基盤の整備として「基幹的な拠点としての動物愛護管理施設等の拡充」が詠われています。

そのため、動物愛護の観点に立ち、適正譲渡を前提とした犬・ねこの管理を実施するためには、動物保護管理所とは別の施設で管理することが望ましいと言えます。

6 動物愛護管理推進目標の設定

(1) 犬及びねこの引取り頭数

法第35条に基づく犬及びねこの引取り頭数について、計画策定前の平成18年度の引取り頭数実績をベースに、10年後に半減させることを目指します。

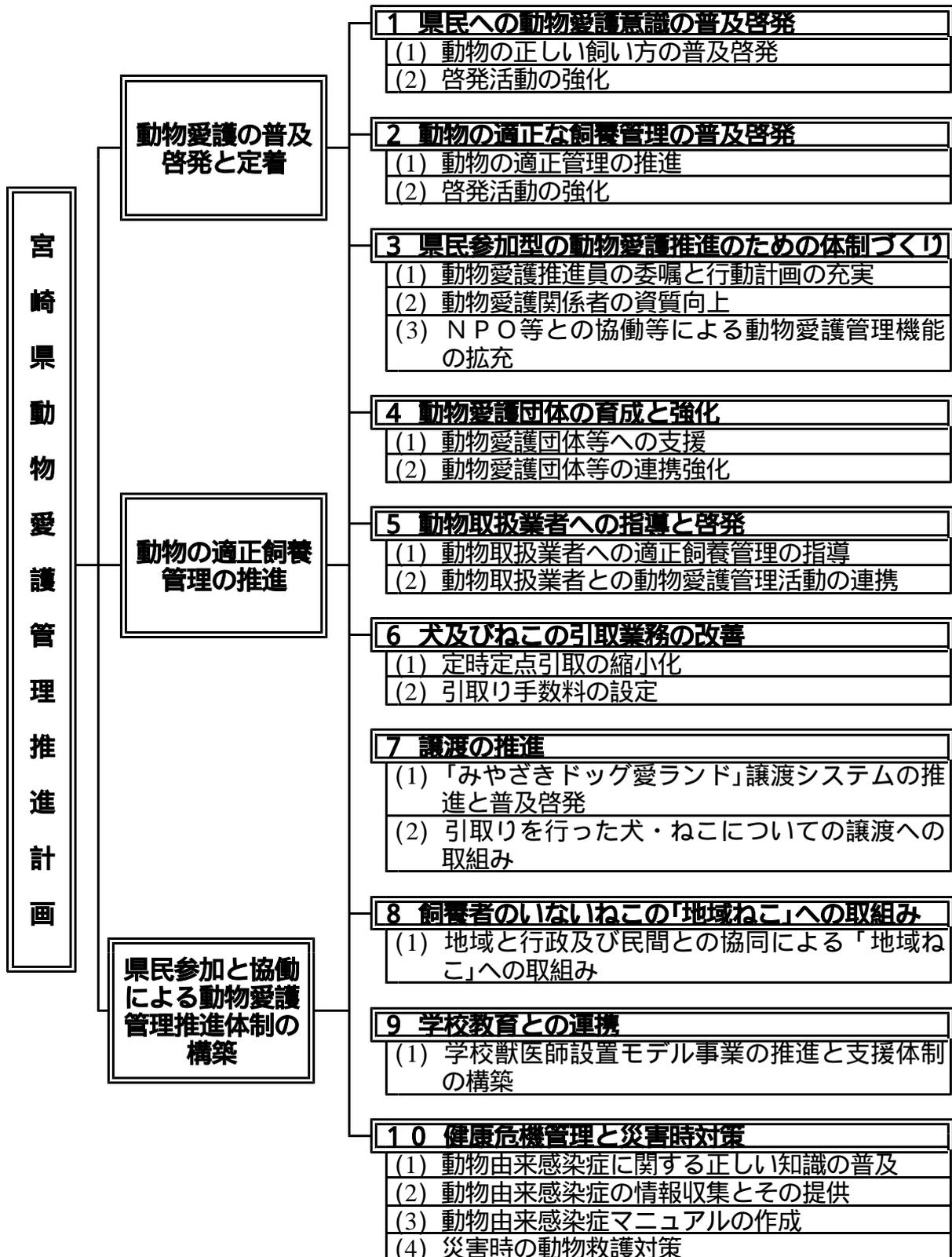
(2) 所有者明示（個体識別）措置

法で動物の所有者又は占有者の責務として規定されている所有者明示措置（名札やマイクロチップの装着等）について普及啓発を図り、その実施率向上を図ります。

7 動物愛護管理推進施策の体系

(計画の基本方向)

(具体的施策；各論)



各論

1 県民への動物愛護意識の普及啓発

【現状と課題】

宮崎県は、法第4条に規定する動物愛護週間（9月20日～26日）にちなみ、（社）宮崎県獣医師会、管内市町村等の関係者の協力を得ながら、毎年「動物愛護フェスティバル」事業を、台風の影響のない11月に開催し、動物愛護意識の県民への普及啓発に努めるとともに、県や市町村広報を通じ、リーフレット等により啓発にも取り組んできました。

一方、県内では身近な家庭動物として約7万頭の犬が狂犬病予防法に基づき登録されています。

ねこについては、そのような集計はありませんが、ペットフード工業会の推計では全国で約960万頭のねこが飼われており、宮崎県でも相当数のねこが飼われていることとみられます。

しかしながら、動物愛護に対する意識の浸透度合いを推し量る指標ともいえる犬及びねこの引取り頭数についてここ5年間をみると、犬では2,800頭であったものが約2,000頭と減少傾向にあるものの、ねこについては、3,700頭～3,800頭で推移しており、横ばいの状況となっています。

これは、飼養者の終生飼養責任が遵守されていないことを意味しています。

【推進の方向と具体的施策】

（1）動物の正しい飼い方の普及啓発

家庭動物の正しい飼い方についての知識を普及啓発し、「責任ある飼養者」を育成するとともに、動物の遺棄や虐待のない社会環境を作り育てる。

ア 動物の適正飼養管理講習会の開催

イ 環境省告示の「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発

動物の終生飼養、犬及びねこの繁殖制限措置の普及啓発を行う。

ア 県及び市町村の広報の積極的な活用

イ リーフレット等の配布による普及啓発活動

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							
イ							
ア							
イ							

主体、 協力・支援、 参加

(2) 啓発活動の強化

動物愛護の普及啓発に関する市町村の取組みを強化する。

- ア 市町村の動物愛護普及啓発担当窓口の明確化
- イ 動物愛護週間事業における啓発活動の強化
- ウ 動物愛護管理関係情報の提供機能の充実
- エ 県・市町村・獣医師会との連携強化

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							
イ							
ウ							
エ							

主体、 協力・支援、 その他

2 動物の適正な飼養管理の普及啓発

【現状と課題】

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、飼養者の責務としてその所有動物を適正に飼養するとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加えたり、人に迷惑を及ぼすことのないように適切な管理を行なうことや、所有する動物に起因する感染性の疾病についての知識の習得、その予防方法等について注意を払うこととされています。

さらには、その所有する動物について、マイクロチップの装着等の所有者明示措置を行なうことが規定されていますし、犬については、従来から狂犬病予防法に基づき鑑札の装着が義務付けられています。

県では、このような適正管理の方法や疾病、特に狂犬病に関する知識の習得について、行政の持つ広報媒体を活用するとともに、(社)宮崎県獣医師会と連携し、動物愛護週間行事等を通じて、普及啓発に努めてきました。

しかしながら、その効果としては、まだまだ不十分と言わざるを得ません。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 動物の適正管理の推進

不妊・去勢手術等の繁殖制限措置の有用性についての理解を深め、その普及啓発について推進していく。

所有者明示措置の実施について、その意義について理解を深めその普及啓発について積極的に取り組んでいく。

動物の健康管理に対する正しい知識の習得を行い、疾病の予防法等について理解を深める機会を提供する。

ア (社)宮崎県獣医師会と連携した適正飼養管理講習会の実施
イ リーフレット等の配布による普及啓発活動の強化

ねこの飼養者等に対し、「屋内飼養」の普及啓発に取り組む。

ア 環境省告示の「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							
イ							

主体、 協力・支援、 参加、 その他

(2) 啓発活動の強化

動物の適正管理についての普及啓発に関する市町村の取組みを強化する。

- ア 市町村の動物愛護普及啓発担当窓口の明確化
- イ 動物愛護週間事業における啓発活動の強化
- ウ 動物愛護管理関係情報の提供機能の強化
- エ 県・市町村・獣医師会との連携強化

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							
イ							
ウ							
エ							

主体、 協力・支援、 その他

3 県民参加型の動物愛護推進のための体制づくり

【現状と課題】

法第38条では、「都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。」と規定されており、県における委嘱状況は、平成19年3月31日現在、32名となっています。

動物愛護推進員が行う活動としては、地域の活動を通じて、動物の愛護と適正飼養の重要性についての啓発活動の実施や、繁殖制限や所有者明示措置に関する助言、譲渡の斡旋等、法に規定された活動を行うことになっています。

しかしながら、県の現状を見た場合、このような地域に根付いた活動や熱意のある住民について、確実な把握ができていないのが現状であり、推進員活動に対する県民の理解や推進員制度の普及も十分とは言えません。

動物愛護を県民運動として高揚発展させていくためには、このような地域に根付いた取り組みを県全体に広げていくことにより、自発的に意識を変えていくことが重要です。

そういう意味でも動物愛護推進員の活動は極めて重要な役割を果たすこととなりますが、現状では行政によるそのような取り組みはなされておらず、今後地域での活動状況の把握、活動への技術的な支援体制について取り組んでいく必要があります。

また、譲渡推進等を効果的に進めるために、NPOをはじめとしたボランティア等との協働を積極的に推進し、動物愛護管理機能の充実を図っていく必要があります。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 動物愛護推進員の委嘱と行動計画の充実

推進員制度の理解と普及を推進する。

- ア 県及び市町村の広報の積極的な活用
- イ リーフレット等の配布による普及啓発活動

推進員活動をより効果的に実施するため、必要な技術的支援を行うとともに、推進員の委嘱推進に努める。

- ア 推進員養成研修会の開催

- イ 推進員実務研修会の開催
- ウ 推進員活動マニュアルの作成
- エ 推進員活動を支援するための市町村への活動支援窓口の設置

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							
イ							
ア							
イ							
ウ							
エ							

主体、 協力・支援、 参加、 その他

(2) 動物愛護関係者の資質向上

行政担当者、教育関係者等の資質向上のための研修を実施する。

- ア 県・市町村の行政担当者研修会の実施

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							

主体、 協力・支援、 その他

(3) NPO等との協働等による動物愛護管理機能の拡充

譲渡推進等を効果的に進めるために、NPO等のボランティア等との協働等をととした動物愛護管理機能の充実を図る。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							

主体、 協力・支援、 参加、 その他

4 動物愛護団体の育成と強化

【現状と課題】

県内でも、犬及びねこの譲渡事業や適正飼養の啓発活動を行っている個人、グループが存在しており、広域的な活動区域をもつ大規模な団体や、法人格を有する団体も組織されています。

飼えなくなった犬・ねこの新しい飼養者を探す譲渡事業についても、このような団体等との連携により、推進していく必要があります。

これまで、このような動物愛護活動を行う個人やグループによる活動は、本県の動物愛護を推進していくうえで、各地域において重要な役割を果たしてきたことと思われませんが、こうした活動をさらに推進し、県下全域に広げていくためには、公益的な動物愛護団体の育成と強化を行うことが重要となってきます。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 動物愛護団体等への支援

県内において譲渡事業や動物の適正飼養等の普及啓発活動を行っている個人、グループ、団体等（以下「動物愛護団体等」という。）に対する支援を行う。

ア 適正譲渡講習会の実施

イ 動物の適正飼養管理講習会の開催

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							
イ							

主体、 協力・支援、 参加、 その他

(2) 動物愛護団体等の連携強化

動物愛護団体等同士の間を強化するための支援

ア 活動内容等についての情報を共有し、連携促進と活動推進のための協議の場を設置する。（例：動物愛護活動団体連絡協議会（仮称）の設置）

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							

主体、 協力・支援、 参加、 その他

5 動物取扱業者への指導と啓発

【現状と課題】

法第10条の規定により、「動物取扱業を営もうとする者は、事前に都道府県知事の登録を受けなければならないこと」と規定されており、登録の基準や、登録後の遵守基準等が定められました。

また、基準等が遵守されていない場合には、改善勧告や命令、悪質な場合においては登録の取消しができるようになりました。

さらに、各事業所ごとの動物取扱責任者の設置や、年一回以上の動物取扱責任者研修の受講が義務づけられ、動物の販売の際には、顧客に対し、その動物の飼養・管理等について必要な事項を事前説明することが義務づけられています。

動物取扱業者が扱う動物の売買にあたっては、一般的な商品としての売買ではなく、命ある存在としての配慮と、顧客に対する説明責任が求められています。

しかし、一部の動物取扱業者の中には、適正飼養に関する知識の不足や、誤った知識、手法等での動物の取扱いや、施設の衛生管理等について不適切である例もあるようです。

現時点において、県ではそのような事例は見受けられませんが、今後も動物取扱業者に対し、適正飼養・管理のための立入り及び指導を行い、購入者が安易な動物の飼養を行うことなく、適正飼養を推進するよう動物取扱業者の役割を推進していく必要があります。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 動物取扱業者への適正飼養管理の指導

動物取扱業者に対し、その飼養・保管する動物が適正に飼養・保管されるよう指導する。

ア 年一回の立入りによる飼養・保管状態の確認と適正飼養の指導

イ 年一回以上の動物取扱責任者研修の実施

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							
イ							

主体、 協力・支援、 その他

(2) 動物取扱業者との動物愛護管理活動の連携

動物を飼養しようとし又は飼養している顧客と直接接点のある動物取扱業者により、顧客に対し適正飼養及び終生飼養や繁殖制限並びに所有者明示措置についての普及啓発について協力を依頼する。

ア 動物取扱責任者研修会における協力の依頼

イ 動物取扱業者への様々な情報提供

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							
イ							

主体、 協力・支援、 その他

6 犬及びねこの引取業務の改善

【現状と課題】

法第35条では飼えなくなり、所有権が放棄された又は遺棄され所有者のわからない犬及びねこについて、都道府県等による引取措置について定めてあります。

この引取措置については、動物保護管理法が制定された昭和48年当時、犬やねこの安易な遺棄の横行と、それに伴う野良犬や野良ねこの増加と咬傷事故などの人への危害の増加が社会問題となったため、飼養者の終生飼養の責務に反することとなるものの、やむを得ない事態としての緊急避難的措置として位置づけられたものであると言われていています。

具体的な方策として、各保健所や動物保護管理所への持込みに加えて、犬においては各市町村などの定められた場所を巡回する「定時定点引取」により、無料での引取りを実施しています。

県の現状をみると、こうした引取り制度本来の趣旨が正しく理解されているとは言い難く、その絶対数は減少傾向にあるものの、平成18年度の実績では犬及びねこの引取り頭数は5,826頭となっています。

次の飼養者が見つからず、やむを得ず致死処分する犬・ねこについては、国の定めた「動物の処分方法に関する指針」に従い、炭酸ガスを用いて安楽殺処分することを原則としていますが、これに要する費用については、現在、犬では全て行政の負担となっており、この費用についても大きな課題となっています。

一方、市町村単位で引取り場所を指定して巡回している「定時定点引取」については、引取りを申し出る飼い主に対し、飼い主責任の再教育が行われず、動物の命を軽んじる風潮を助長するだけであるという意見もあります。

こうした引取りをめぐる背景を踏まえ、制度の趣旨を県民に正しく理解してもらうとともに引取り業務のあり方を抜本的に見直し、動物愛護に対する意識の浸透度合いを推し量る指標ともいえる、犬・ねこの引取り頭数について「ゼロ」に近づけるよう関係者が連携し、総合的な対策を推進していく必要があります。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 定時定点引取りの縮小化

定時定点引取りの段階的縮小を行う。

ア 引取り実績を踏まえ、定点場所を削減する。

市町村別引取り頭数削減目標の設定と実践

ア 総論で設定した動物愛護推進目標を達成するため、平成18年度実績を基準値として市町村別の引取り頭数削減目標を設定し、達成に向けて普及啓発活動を推進する。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							
ア							

主体、 協力・支援、 その他

(2) 引取り手数料の設定

行政コストに応じた飼養者負担による引取り有料制度を導入する。

ア 法第35条に基づく犬の引取り有料化

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							

主体、 協力・支援、 参加、 その他

7 譲渡の推進

【現状と課題】

引き取った犬・ねこについては、国が定めた「犬及びねこの引取並びに負傷動物等の収容に関する措置」の中で、家庭動物又は展示動物として適性のあるものについては、譲渡希望者等を募集するなどして、できるだけ生存の機会を与えるよう努めることと定められています。

また、引き取った犬・ねこ等については、必要に応じて治療を行うことが定められています。

しかしながら、県では動物愛護活動や譲渡活動の基幹となる動物愛護センターに位置づけられるような施設がなく、引き取った犬・ねこの病気の有無や不妊又は去勢手術を行うことができる施設もありません。

飼えなくなった犬・ねこに対し、少しでも生存の機会を与えるため、県では平成13年度から県独自の再飼養支援システムである「みやざきドッグ愛ランド」を県庁ホームページに開設し、不幸な犬・ねこを少しでも減らすため、飼養者が次の飼養者を探す橋渡しを行う事業に取り組んでいます。

しかし、このような取組がまだ県民全体に広く認知されているとは言い難く、より多くの県民に対して理解していただき、広く活用していただけるよう取り組んでいかなければなりません。

なお、「みやざきドッグ愛ランド」の活用だけでなく、行政が引き取った犬・ねこについても、家庭動物としての適性のあるものについては、少しでもその生存の機会を与えるよう、一般の譲渡についても取り組んでいく必要があります。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 「みやざきドッグ愛ランド」譲渡システムの推進と普及啓発

県民に対し、本システムの認知度を高めるための広報活動を強化する。

ア 保健所や市町村の広報誌等の活用促進

イ リーフレット等の配布による周知

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							
イ							

主体、 協力・支援、 その他

(2) 引取りを行った犬・ねこについての譲渡への取り組み

行政で引き取った犬・ねこについての一般譲渡への取り組み
 ア 動物愛護団体等との連携強化

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
ア							

主体、 協力・支援、 その他

8 飼養者のいないねこの「地域ねこ」への取り組み

【現状と課題】

県では行政による引取りのうち、ねこの占める割合が多く、引取り頭数の64%を占めている状況です。

平成18年度の実績は3,709頭であり、この中には飼養者不明のねこ、いわゆる「放置ねこ」として持ち込まれるものが少なくありません。

ねこについては、室内飼育が定着していないことや、不妊・去勢手術等の繁殖制限措置の必要性に対する認識の低さから、屋外で出産し、そのまま屋外で育てているものや飼養者から遺棄されたもの等がそのまま屋外で繁殖しているものもあると思われます。

しかし、一方では、可愛いからという理由だけで、適切な管理を行うこともなく、無責任にエサを与える人がいることも事実です。

このような行為により、ねこはそこを餌場として集まるようになり、結果として周辺の環境の糞尿による汚染や鳴き声、近隣の敷地への入り込み、庭を荒らす等の被害が発生する原因になります。

このようなねこについて、単に排除するのではなく、地域の問題として捉え、特定の飼養者のいないねこに繁殖制限措置を施し、地域の住民たちが協力して世話し、管理することで問題を解決する、いわゆる「地域ねこ」活動を実践し、真の共生に向けて、地域住民・行政・民間団体等が一体となって取り組む必要があります。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 地域と行政及び民間との協同による「地域ねこ」への取り組み

モデル地区による「地域ねこ」への取り組み

地域の合意形成を図るためのワークショップ等の開催支援

(社)宮崎県獣医師会による不妊・去勢手術への支援

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民

主体、 協力・支援、 参加、 その他

9 学校教育との連携

【現状と課題】

近年、青少年による凶悪な犯罪や、学校におけるいじめや暴力行為が顕在化し、それを苦にした自殺等も発生しており、社会全体に「命」を軽んずる風潮がみられます。

子どもの頃に動物の飼育を体験することは、その体験を通じて、命の尊さや大切さ、他人への思いやりの心、他人との共感といった心を養うという、子どもの情操教育に非常に役に立つといわれています。

しかしながら、学校では適正な飼養管理に関する知識をもつ専門家がないため、飼養動物の生理や習性を考慮した飼育が行われず、病気になった場合の治療体制についても組織的な連携がとれているとは言い難いのが現状です。

(社)宮崎県獣医師会等との連携を図り、学校飼育動物の保健衛生や適切な飼養管理対策について、いつでも相談することができる「学校獣医師制度」の設置が望まれます。

また、学校飼育動物の適正な飼養については教師などの学校関係者はもとより、獣医師や動物愛護ボランティアなど、地域全体で支え合う仕組みを構築することが求められます。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 学校獣医師設置モデル事業の推進と支援体制の構築

学校獣医師設置モデル校を設置し、事業評価を行う

学校飼育動物支援のための、獣医師や動物愛護推進員等のボランティアの連携体制の構築を図る。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者 (学校)	県民

主体、 協力・支援、 その他

10 健康危機管理と災害時対策

【現状と課題】

宮崎県では、狂犬病をはじめとする動物由来感染症の予防対策について、パンフレット等の配布や市町村の広報誌、動物愛護週間行事等を通じて普及啓発活動を行っています。

動物取扱業者は、動物の販売時に事前に顧客に対して、その動物に係る動物由来感染症やその予防法についても説明を行わなければならないことが定められています。

動物取扱業者に対しても、動物由来感染症に関する正しい知識や、その予防法について理解を深めるよう指導していくとともに、一般の住民に対してもこれまで以上にその知識の普及啓発を推進する必要があります。

また、行政や獣医師会については、最新の知見や情報の収集、調査・研究を行っていくことも重要です。

地震や風水災害等の自然災害の場合の対策についても事前に想定し、動物の飼い主自らが避難所生活に備えての「しつけ」等を含めた適切な管理を行うことや、動物のための最低限の非常用携行品を準備しておくこと、関係機関が連携し、動物の救護対策を構築することも課題となっています。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 動物由来感染症に関する正しい知識の普及

ホームページ等を活用した動物由来感染症情報の発信
動物取扱業者を通じた飼養者への正しい知識の普及啓発の推進
リーフレット等の配布による普及啓発の実施

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民

主体、 協力・支援、 参加、 その他

(2) 動物由来感染症の情報収集とその提供

国をはじめとする関係機関との連携による、動物由来感染症に関する情報収集

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼い主	県民

主体、 協力・支援、 その他

(3) 動物由来感染症マニュアルの作成

狂犬病をはじめとする動物由来感染症の対応マニュアルの作成

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼い主	県民

主体、 協力・支援、 参加、 その他

(4) 災害時の動物救護対策

災害に備えた「事前準備マニュアル」の策定
災害時の動物救護体制の整備

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼い主	県民

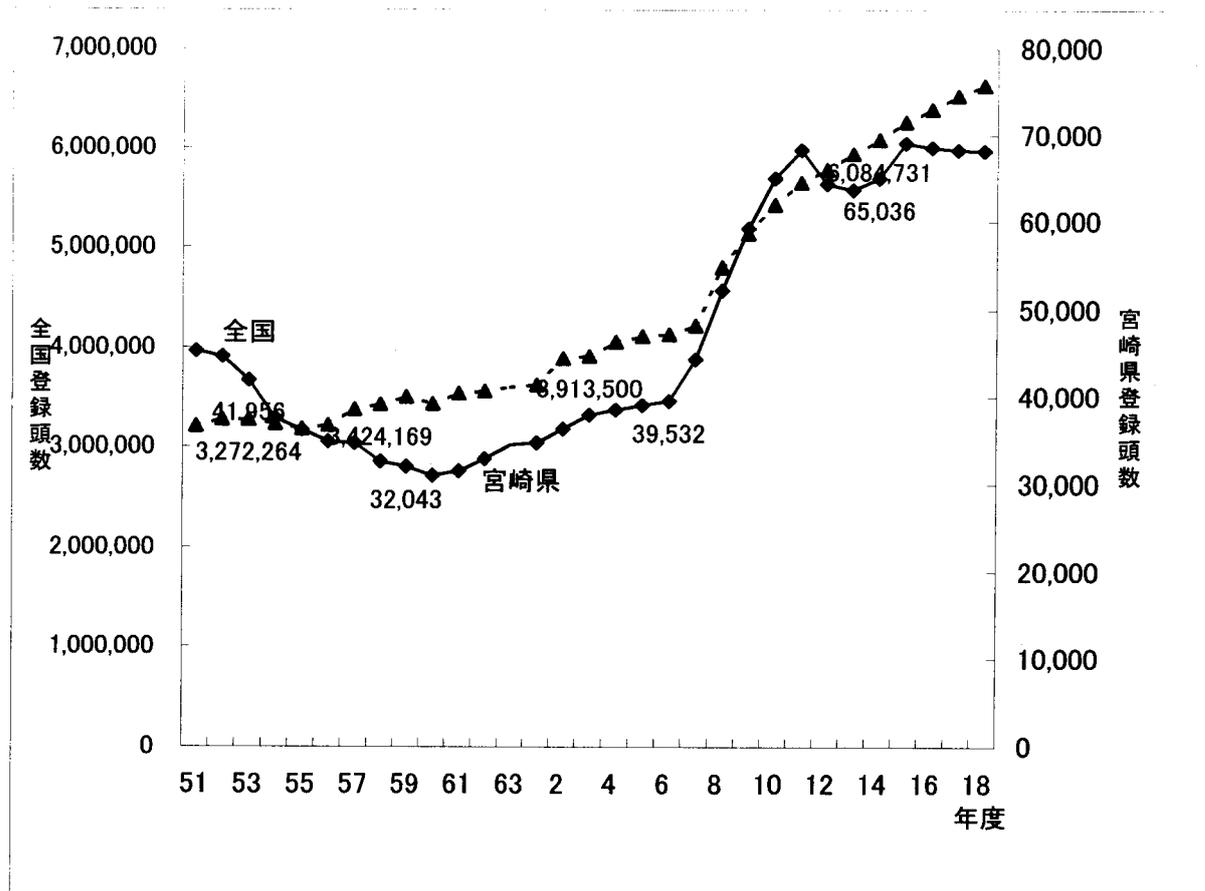
主体、 協力・支援

平成18年度

衛生管理業務概要

宮崎県福祉保健部衛生管理課

1 犬登録頭数の推移



(注) 宮崎市における平成18年度末現在の登録頭数、17,782頭を含む。
 なお、全国登録頭数は、平成8年までは年単位、平成9年度以降は年度単位の集計である。

年	全国登録頭数	宮崎県登録頭数	年	全国登録頭数	宮崎県登録頭数
昭50	3,197,228	44,788	3	3,913,500	37,950
51	3,209,072	45,320	4	4,055,708	38,522
52	3,275,620	44,690	5	4,114,874	39,075
53	3,272,264	41,956	6	4,134,370	39,532
54	3,231,288	37,528	7	4,223,830	44,365
55	3,178,970	36,226	8	4,799,379	52,287
56	3,215,784	34,862	9	5,137,331	59,251
57	3,372,784	34,712	10	5,424,157	65,049
58	3,424,169	33,250	11	5,645,424	68,316
59	3,502,190	32,043	12	5,779,462	64,381
60	3,430,916	30,998	13	5,939,595	63,701
61	3,537,275	31,517	14	6,084,731	65,036
62	3,560,637	32,902	15	6,262,510	69,130
63	3,622,436	34,737	16	6,394,264	68,636
平.元	3,726,229	36,074	17	6,531,381	68,316
2	3,889,612	36,317	18	6,635,807	68,223

市町村別—新規登録

(平成18年度)

保健所	市町村	18年度実績	17年度実績	対前年度達成率	対前年度増減数
中央	清武町	116	94	123.4	22
	国富町	148	188	78.7	-40
	綾町	59	50	118.0	9
	小計	323	332	97.3	-9
日南	日南市	240	234	102.6	6
	北郷町	35	34	102.9	1
	南郷町	81	66	122.7	15
	串間市	145	140	103.6	5
	小計	501	474	105.7	27
都城	都城市	900	843	106.8	57
	三股町	144	134	107.5	10
	小計	1044	977	106.9	67
小林	小林市	237	215	110.2	22
	高原町	82	68	120.6	14
	野尻町	84	147	57.1	-63
	えびの市	143	172	83.1	-29
	小計	546	602	90.7	-56
高鍋	高鍋町	120	112	107.1	8
	木城町	74	56	132.1	18
	川南町	162	129	125.6	33
	都農町	87	82	106.1	5
	西都市	210	231	90.9	-21
	新富町	127	139	91.4	-12
	西米良村	11	45	24.4	-34
	小計	791	794	99.6	-3
日向	日向市	180	219	82.2	-39
	門川町	59	85	69.4	-26
	三郷町	48	150	32.0	-102
	諸塚村	20	13	153.8	7
	椎葉村	23	48	47.9	-25
	小計	330	515	64.1	-185
延岡	延岡市	408	440	92.7	-32
	北川町	29	31	93.5	-2
	小計	437	471	92.8	-34
高千穂	高千穂町	108	107	100.9	1
	日之影町	46	47	97.9	-1
	五ヶ瀬町	43	25	172.0	18
	小計	197	179	110.1	18
県管轄保健所		4,169	4,344	96.0	-175
宮崎市保健所		1,423	1,479	96.2	-56
県全体		5,592	5,823	96.0	-231

各保健所管轄市町村については、平成18年12月末時点(合併前)で掲載。

市町村別—注射頭数

(平成18年度)

保健所	市町村	18年度実績	17年度実績	対前年度達成率	対前年度増減数
中央	清武町	1,302	1,159	112.3	143
	国富町	1,199	1,203	99.7	-4
	綾町	482	423	113.9	59
	小計	2,983	2,785	107.1	198
日南	日南市	2,008	1,994	100.7	14
	北郷町	343	340	100.9	3
	南郷町	621	658	94.4	-37
	串間市	1,333	1,229	108.5	104
	小計	4,305	4,221	102.0	84
都城	都城市	8,595	8,391	102.4	204
	三股町	1,217	1,190	102.3	27
	小計	9,812	9,581	102.4	231
小林	小林市	2,056	2,109	97.5	-53
	高原町	673	685	98.2	-12
	野尻町	761	771	98.7	-10
	えびの市	1,262	1,331	94.8	-69
	小計	4,752	4,896	97.1	-144
高鍋	高鍋町	1,141	1,171	97.4	-30
	木城町	557	565	98.6	-8
	川南町	1,126	975	115.5	151
	都農町	824	825	99.9	-1
	西都市	1,950	1,822	107.0	128
	新富町	1,299	1,321	98.3	-22
	西米良村	148	172	86.0	-24
	小計	7,045	6,851	102.8	194
日向	日向市	2,187	2,355	92.9	-168
	門川町	793	923	85.9	-130
	三郷町	572	559	102.3	13
	諸塚村	118	124	95.2	-6
	椎葉村	241	280	86.1	-39
	小計	3,911	4,241	92.2	-330
延岡	延岡市	4,181	4,241	98.6	-60
	北川町	267	282	94.7	-15
	小計	4,448	4,523	98.3	-75
高千穂	高千穂町	1,111	1,088	102.1	23
	日之影町	459	430	106.7	29
	五ヶ瀬町	337	334	100.9	3
	小計	1,907	1,852	103.0	55
県管轄保健所		39,194	41,853	93.6	-2,659
宮崎市保健所		12,388	9,702	127.7	2,686
県全体		51,582	51,555	100.1	27

各保健所管轄市町村については、平成18年12月末時点(合併前)で掲載。

平成18年度 全国狂犬病予防注射実施率一覧

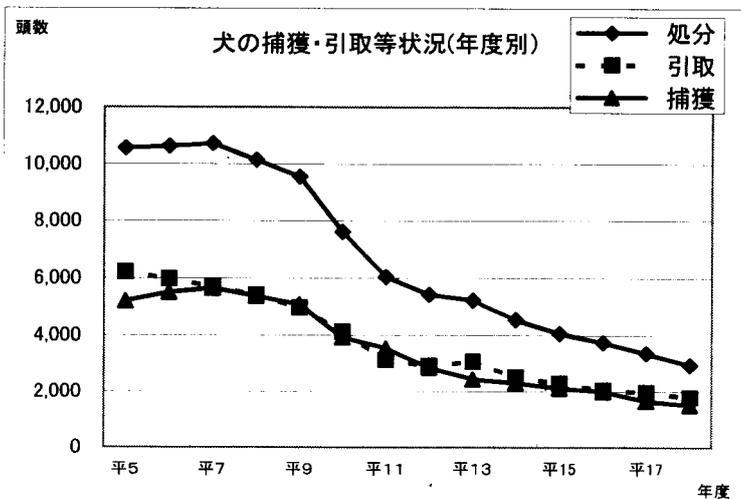
	登録頭数	注射頭数	注射率
1 長野県	134,814	128,121	95.0%
2 山形県	47,452	44,787	94.4%
3 新潟県	105,252	94,142	89.4%
4 岩手県	82,471	71,784	87.0%
5 神奈川県	409,883	346,092	84.4%
6 宮城県	179,359	150,073	83.7%
7 島根県	40,944	33,537	81.9%
8 愛知県	447,338	359,792	80.4%
9 静岡県	243,380	194,773	80.0%
10 山口県	90,835	71,206	78.4%
11 富山県	49,947	39,100	78.3%
12 群馬県	144,827	113,185	78.2%
13 山梨県	60,680	47,377	78.1%
14 岐阜県	139,297	108,564	77.9%
15 福島県	117,649	90,911	77.3%
16 秋田県	51,018	39,169	76.8%
17 鹿児島県	112,278	85,996	76.6%
18 宮崎県	68,223	51,582	75.6%
19 青森県	82,736	61,758	74.6%
20 北海道	271,863	202,759	74.6%
21 東京都	433,537	322,689	74.4%
全国平均	6,635,807	4,910,047	74.0%
22 広島県	137,130	100,916	73.6%
23 佐賀県	50,584	36,982	73.1%
24 石川県	49,648	35,788	72.1%
25 埼玉県	363,811	260,886	71.7%
26 奈良県	62,238	44,630	71.7%
27 栃木県	117,025	83,631	71.5%
28 千葉県	322,627	227,673	70.6%
29 兵庫県	312,314	220,304	70.5%
30 熊本県	121,689	84,483	69.4%
31 長崎県	79,662	55,311	69.4%
32 三重県	136,746	94,236	68.9%
33 徳島県	41,883	28,581	68.2%
34 滋賀県	82,042	55,831	68.1%
35 茨城県	189,696	127,837	67.4%
36 鳥取県	28,850	19,353	67.1%
37 大分県	72,231	47,834	66.2%
38 福井県	33,035	21,844	66.1%
39 高知県	47,543	31,288	65.8%
40 和歌山県	50,009	32,675	65.3%
41 京都府	119,044	77,539	65.1%
42 大阪府	325,179	209,536	64.4%
43 愛媛県	84,645	54,076	63.9%
44 福岡県	261,585	165,808	63.4%
45 香川県	70,610	44,305	62.7%
46 岡山県	98,484	59,190	60.1%
47 沖縄県	62,548	30,638	49.0%

平成18年度狂犬病予防業務実績

区分	保健所									前年度比 (%)	宮崎市	宮崎県 合計	平成17 年度実績	平成16年 度実績	
	中央	日南	都城	小林	高鍋	日向	延岡	高千穂	県管轄 合計						
登録	323	501	1,044	546	791	330	437	197	4,169	89.5	1,423	5,592	4,659	5,057	
注射	2,983	4,336	9,812	4,752	7,045	3,911	4,448	1,907	39,194	93.6	12,388	51,582	41,853	42,498	
捕獲	捕獲器	19	24	26	36	37	20	5	7	174	98.3	23	197	177	214
	薬殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	その他	130	112	335	157	233	194	135	56	1,352	90.9	265	1,617	1,488	1,785
	計	149	136	361	193	270	214	140	63	1,526	91.7	288	1,814	1,665	1,999
引取	128	116	345	152	214	547	126	159	1,787	90.5	330	2,117	1,975	2,062	
捕獲+引取	277	252	706	345	484	761	266	222	3,313	91	618	3,931	3,640	4,061	
返還	8	12	39	26	23	30	23	6	167	103.1	68	235	162	211	
譲渡	54	49	32	5	7	23	7	6	183	160.5	24	207	114	114	
処分	前年度繰入	2	0	0	0	0	0	2	4			6	10	17	27
	翌年度繰越	0	3	9	0	0	0	0	12			2	14	11	17
	本年度処分	217	188	625	310	454	708	236	212	2,950	87.5	530	3,480	3,370	3,746
咬傷事故	犬	2	13	6	2	5	10	11	4	53	61.6	53	106	86	92
	人	2	14	7	3	6	10	11	4	57	63.3	54	111	90	97
	調査日数	4	24	8	4	11	12	22	9	94	39.7	106	200	237	187

(前年度・前々年度実績に宮崎市は含まない)

狂犬病予防関係データ



年度	処分	引取	捕獲
平5	10,567	6,209	5,199
平6	10,637	5,968	5,503
平7	10,729	5,709	5,643
平8	10,140	5,400	5,367
平9	9,549	4,963	5,072
平10	7,617(808)	4,125(464)	3,941(387)
平11	6,034(541)	3,134(230)	3,553(385)
平12	5,421(548)	2,925(288)	2,862(319)
平13	5,222(606)	3,073(410)	2,449(246)
平14	4,557(522)	2,530(327)	2,316(239)
平15	4,067(403)	2,308(234)	2,121(234)
平16	3,746(394)	2,062(204)	1,999(296)
平17	3,370(480)	1,975(300)	1,665(267)
平18	2,950(530)	1,787(330)	1,526(288)

* ()内は宮崎市分です

なお、平成10年度以降宮崎市分については数字に含んでいません

ねこ引取状況

年度	保健所 区分	中央	日南	都城	小林	高鍋	日向	延岡	高千穂	県管轄 合計	宮崎市	計
		9年	引取件数	138	77	178	35	24	253	120	18	843
	処分頭数	774	239	538	101	149	905	585	51	3,342		3,342
10年	引取件数	23	104	165	26	51	195	121	27	712	193	905
	処分頭数	211	320	452	86	264	677	623	77	2,710	642	3,352
11年	引取件数	29	74	165	64	41	237	79	44	733	222	955
	処分頭数	335	363	446	126	295	834	571	104	3,074	702	3,776
12年	引取件数	27	70	120	58	53	226	106	26	686	211	897
	処分頭数	127	475	346	126	241	783	526	62	2,686	737	3,423
13年	引取件数	28	48	165	56	36	229	58	49	669	188	857
	処分頭数	65	362	481	139	134	724	431	121	2,457	895	3,352
14年	引取件数	57	46	167	49	118	197	67	56	757	138	895
	処分頭数	158	363	465	115	380	680	725	131	3,017	850	3,867
15年	引取件数	33	76	143	28	165	211	50	69	775	231	1,006
	処分頭数	107	403	528	85	523	657	669	117	3,089	830	3,919
16年	引取件数	38	78	160	17	139	166	61	41	700	148	848
	処分頭数	115	366	521	93	393	502	737	79	2,806	617	3,423
17年	引取件数	31	59	172	37	132	208	58	65	762	106	868
	処分頭数	99	317	603	112	398	663	575	164	2,931	522	3,453
18年	引取件数	24	86	157	37	98	200	39	59	700	159	859
	処分頭数	101	311	532	193	389	726	638	105	2,995	714	3,709
前年度比	引取件数(%)	81.6	75.6	107.5	217.6	95	125.3	95.1	158.5	108.9	71.6	102.4
	処分頭数(%)	86.1	86.6	115.7	120.4	101.3	132.1	78	207.6	104.5	84.6	100.9

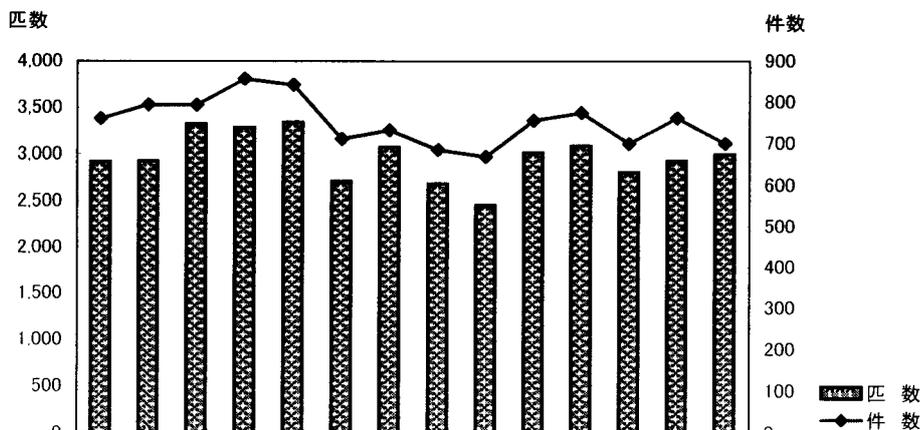
犬管理所別ねこ引取り件数及び処分頭数

年度	区分	管理所	中央	都城	日南	日向	計
		9年	件数	239	213		391
	頭数	1,162	639		1,541	3,342	
10年	件数	371	191		343	905	
	頭数	1,437	538		1,377	3,352	
11年	件数	366	229		360	955	
	頭数	1,695	572		1,509	3,776	
12年	件数	361	178		358	897	
	頭数	1,580	472		1,371	3,423	
13年	件数	300	221		336	857	
	頭数	1,456	620		1,276	3,352	
14年	件数	359	216		320	895	
	頭数	1,751	580		1,536	3,867	
15年	件数	505	171		330	1,006	
	頭数	1,863	613		1,443	3,919	
16年	件数	403	177		268	848	
	頭数	1,491	614		1,318	3,423	
17年	件数	328	209		331	868	
	頭数	1,336	715		1,402	3,453	
18年	件数	367	194		298	859	
	頭数	1,515	725		831	3,709	

ねこ引取状況…年度別

年度	匹数	件数
平5	2,920	761
平6	2,927	795
平7	3,323	794
平8	3,285	857
平9	3,342	843
平10	2,710(642)	712(193)
平11	3,074(702)	733(222)
平12	2,686(737)	686(211)
平13	2,457(895)	669(188)
平14	3,017(850)	757(138)
平15	3,089(830)	775(231)
平16	2,806(617)	700(148)
平17	2,931(522)	762(106)
平18	2,995(714)	700(159)

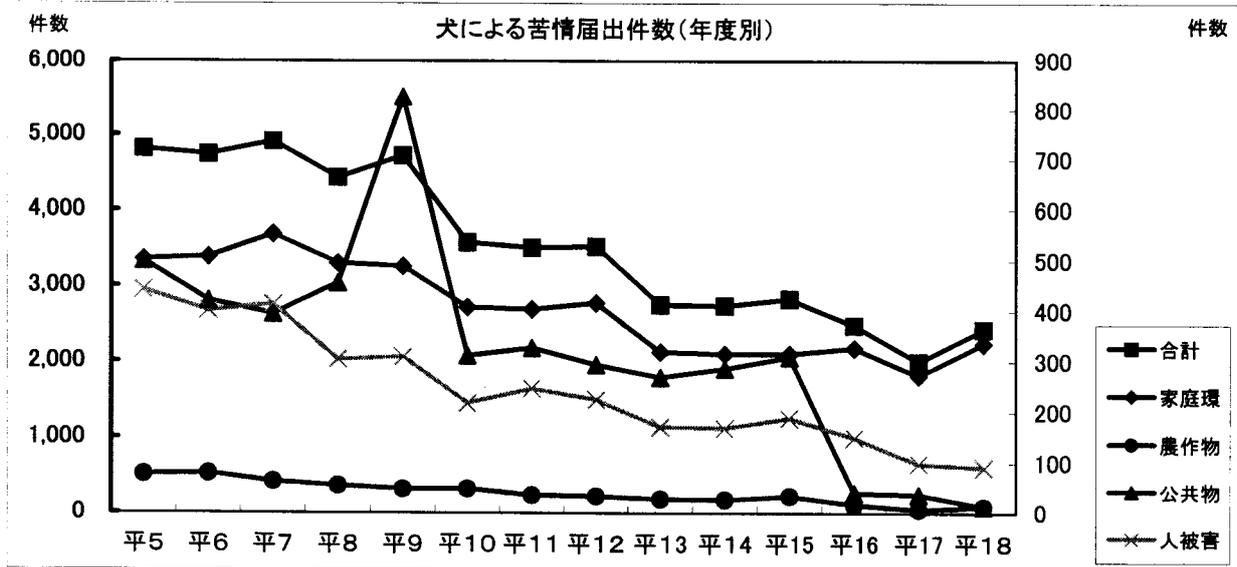
* ()内は宮崎市分です
 なお、平成10年度以降宮崎市については数字に含んでいません。



平成18年度犬取締条例関係業務実績

区分	保健所									前年度比 (%)	宮崎市	平成17 年度実績	
	中央	日南	都城	小林	高鍋	日向	延岡	高千穂	県管轄 合計				
行政指導等 件数	指導票交付	9	13	39	22	2	1	25	2	113	103.7	67	109
	指示書交付	2	9	5	2	6	4	11	4	43	74.1	29	58
	措置命令書交付	0	0	0	1	1	0	0	0	2	33.3	0	6
	指導書交付	0	0	0	0	1	0	0	7	8	42.1	0	19
	告 発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	11	22	44	25	10	5	36	13	166	86.5	96	192
苦情届出 件数	人の被害	0 3	(5) 19	(1) 7	0 2	(3) 26	0 14	0 13	0 (7)	(9) 91	92.9	(13) 54	(2) 98
	家庭環境の被害	0 503	(2) 210	(4) 354	0 240	(8) 306	0 225	0 310	0 93	(14) 2241	123.5	(42) 847	(11) 1,815
	公共物の被害	0 0	0 2	0 3	0 1	0 3	0 4	0 0	0 0	0 13	35.1	0 (33)	0 37
	家畜家禽農作物 等の被害	0 20	0 5	0 11	0 5	0 24	0 12	0 4	0 5	0 86	183	0 18	0 47
	計	0 526	(7) 236	(5) 375	0 248	(11) 359	0 255	0 327	0 105	(23) 2,431	121.7	(55) 952	(13) 1,997
	依頼件数	野犬掃討	0	96	0	137	320	81	121	41	796	121.9	152
引 取	5	72	183	99	59	295	114	134	961	91.5	197	1,050	

注：()は、警察署へ届出された数の再掲



犬による苦情届出件数(年度別)

年度	合計	家庭環境	農作物	公共物	人被害	被咬傷者
平5	4,811	3,353	516	500	442	117
平6	4,736	3,387	527	421	401	150
平7	4,913	3,684	420	395	414	117
平8	4,427	3,301	366	456	304	109
平9	4,715	3,260	319	827	309	130
平10	3,575	2,720	325	312	218	81
平11	3,505	2,692	240	327	246	88
平12	3,522	2,777	226	294	225	78
平13	2,754	2,128	186	269	171	69
平14	2,739	2,105	179	286	169	76
平15	2,828	2,104	227	309	188	79
平16	2,480	2,178	112	40	150	97
平17	1,997	1,815	47	37	98	90
平18	2,431	2,241	86	13	91	56
(平均)	3,531	2,696	270	320	245	96

なお、平成10年度以降宮崎市分については、数字に含んでいません。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための 基本的な指針

平成18年10月31日
環境省告示第140号

目次

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

- (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ
- (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
- (3) 関係者間の協働関係の構築
- (4) 施策の実行を支える基盤の整備

2 施策別の取組

- (1) 普及啓発
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
- (3) 動物による危害や迷惑問題の防止
- (4) 所有明示（個体識別）措置の推進
- (5) 動物取扱業の適正化
- (6) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (7) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (8) 災害時対策
- (9) 人材育成
- (10) 調査研究の推進

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

2 計画期間

3 対象地域

4 計画の記載項目

5 策定及び実行

- (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保
- (2) 関係地方公共団体との協議
- (3) 計画の公表等
- (4) 実施計画の作成
- (5) 点検及び見直し

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

(動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。

(動物の管理)

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。

このような動物による侵害を引き起こさないように適切に管理するためには、動物の係留、屋内での飼育、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。

動物が人と一緒に生活する存在として万人に受け入れられるためには、動物と社会との関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管(以下「飼養等」という。)を適切に行うことが求められている。動物の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、自分が加害者になり得ることについての認識がややもすると希薄な傾向にあるが、すべての所有者等は加害者になり得るととともに、すべての人が被害者になり得るものであるという認識の下に、所有者等は、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚

して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように努めなければならない。

（合意形成）

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、ねこの屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。

このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。また、動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ

動物の適切な愛護及び管理は、国民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものである。動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、参加者層が限定的であったきらいがある。今後は、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要がある。

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに関係法令等に基づく施策が進められている。また、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有しており、原因と結果が複雑に絡み合っていることから、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点から総合的かつ体系的に各種施策が取り込まれるようにしていく必要がある。

(3) 関係者間の協働関係の構築

動物愛護管理法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらないすべての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。また、関係者間相互の共通認識の形成がしやすくなるように、施策の目標

及びその目標達成のための手段等については、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えたものとするのが重要である。

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、動物愛護推進員等の委嘱の推進、動物愛護団体、業界団体等の育成支援及び基幹的な拠点としての動物愛護管理施設等の拡充並びに調査研究の推進等による動物の愛護及び管理についての知見の拡充等を進めることにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成 29 年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(1) 普及啓発

①現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、動物の虐待の防止と動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきているが、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解は十分とはいえない状況にある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、近年、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されてきている。このような現状において、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

②講ずべき施策

国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施すること。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

①現状と課題

国民の約3分の1が動物を飼養しており（平成15年現在）、また、近年の少子高齢化等を背景とし、家庭動物等の飼養に対する志向が高まっている。このような状況において、国、地方公共団体等によって適正飼養を推進するための様々な取組が行われてきているが、依然として遺棄、虐待等の問題の発生が一部において見られている。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数は、従前に比べて大幅に減少したが、その絶対数は年間約42万匹（平成16年度）であり、そのうち約94%が殺処分されていることから、更なる改善が必要とされている。

②講ずべき施策

ア みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底等により、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ること。

イ 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等を行うことにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

①現状と課題

動物の不適切な飼養に起因して、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺的生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する支援等が期待されている。

また、平成17年6月に動物愛護管理法の改正が行われ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高い特定動物については、地方公共団体の必要に応じた条例による飼養許可制から法による全国一律の飼養許可制とされたところである。

②講ずべき施策

ア 地域における環境の特性の相違を踏まえながら、集合住宅での家庭動物の飼養、都市部等での犬やねこの管理の方法、所有者のいないねこの適正管理の在り方等を検討し、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成すること。

イ 国は、動物による人の生命等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るために、有識者等の意見を聴きながら特定動物の選定基準の在り方を検討すること。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

①現状と課題

犬又はねこに関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成15年度現在、約25%にとどまっている。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の向上を図る必要がある。

②講ずべき施策

ア 所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図ること。

イ 関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること。

(5) 動物取扱業の適正化

①現状と課題

従前の動物取扱業に係る届出制の下では、不適切な動物の取扱い等に対して、勧告又は命令等を行っても改善が見られないなどの悪質な事例が存在しており、また、このような事例以外においても、動物取扱業全般について施設や管理の水準の向上が必要な状況にあった。このため、平成17年6月に動物愛護管理法の改正が行われ、動物取扱業については、それまでの届出制から登録制とされたところである。本改正の趣旨を踏

まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の登録制度の着実な運用を図る必要がある。

② 講ずべき施策

ア 動物を飼養等しようとする者等に対し、動物取扱業者に対し標識等の掲示、販売時における動物の特性及び状態等に関する事前説明の実施等が義務付けられたことについての周知徹底を図ること。

イ 優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。

ウ 国は、動物の健康及び安全の確保のより一層の推進を図るために、有識者等の意見を聴きながら幼齢な犬及びねこの販売制限の在り方を検討すること。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

① 現状と課題

実験動物の飼養等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが、本基準の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。

② 講ずべき施策

ア 関係省庁、団体等と連携しつつ、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、効果的かつ効率的に行われるようにすること。

イ 国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について定期的な実態把握を行うこと。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

動物の愛護及び管理の観点からする産業動物の適正な取扱いについては、国際的な動き、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえた上で飼養等の在り方を検討し、その普及啓発を進めていく必要がある。

②講ずべき施策

- ア 国は、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。
- イ 産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。

(8) 災害時対策

①現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきている。今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を平素から確保しておく必要がある。

②講ずべき施策

- ア 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること。
- イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

(9) 人材育成

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされている。

また、動物の愛護及び管理に関する施策の中には民間の有識者等による対応を求めることによって、行政の限界を超えて地域に根付いた形で

動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。しかし、例えば都道府県知事、指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成15年度末現在、98地方公共団体中21地方公共団体、約1400人にとどまっているなど、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備は十分とはいえない状況にある。このため、動物愛護推進員等の人材の育成等を積極的に推進していく必要がある。

② 講ずべき施策

- ア 動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。
- イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進すること。
- ウ 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。

(10) 調査研究の推進

① 現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する調査研究を推進する必要がある。

② 講ずべき施策

- ア 全国及び地域の各レベルにおいて連絡協議会を設置すること等により、行政機関と関係学会等の学術研究団体及び調査研究機関との連携体制の整備を図ること。
- イ 関係機関が協力して、調査研究成果等に係る目録の作成を行うこと。

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、基本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

2 計画期間

基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とする。

3 対象地域

対象地域は、当該都道府県の区域とする。

4 計画の記載項目

計画の記載項目については、動物愛護管理法第6条第2項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項及びその他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加及びそれらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

5 策定及び実行

(1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保

計画の策定に当たっては、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、それらを必要に応じて計画に反映させるために、学識経験者、関係行政機関、獣医師会、関係業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、地域住民、研究機関等からなる検討会を設置するなどして、計画の策定及び点検等を行うよう努めるものとする。また、計画の策定過程等の透明性の向上及び計画内容についての合意形成等を図るために、必要に応じてパブリック・コメント等を行うものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

動物愛護管理行政の推進には、都道府県が主要な役割を果たしているが、指定都市においては動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可に関する事務等、中核市においては犬又はねこの引取りの事務等を実施している。また、動物の愛護及び管理の普及啓発、地域住民に対する直接的な指導等では、すべての市区町村においてその役割が期待される場合もある。このため、より計画の実効性を高めるために、計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ関係市区町村の意見を聴くものとする。なお、一の都道府県の区域を越えて発生している問題等があり、広域的な視点からの対応が必要と考えられる場合は、必要に応じ、国は技術的助言を行うこと等により、関係都道府県等との連絡調整等を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

(3) 計画の公表等

計画が策定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に連絡するものとする。

(4) 実施計画の作成

必要に応じて、動物の愛護及び管理に関する施策に係る年間実施計画等を策定し、多様な主体の参加を広く得ながら、計画の推進を図るよう努めるものとする。

(5) 点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとする。また、基本指針の改定等に合わせて、必要な見直しを行うものとする。

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる平成24年度を目途として、その見直しを行うこととする。